

令和6年度 こども家庭庁行政事業レビュー 公開プロセス 説明資料

母子家庭等対策総合支援事業のうち、
アクティビティ①②

こどもまんなか
こども家庭庁

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等によるこどもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金

令和6年度予算 : 163億円 (令和5年度予算 : 162億円)
令和5年度補正予算 : 18億円

※補正予算額の一部を繰り越して、令和6年度に実施

本補助金は、都道府県等が実施するひとり親家庭の就業・自立支援、子育て・生活支援等の事業に要する経費に対して補助金を交付し、地域におけるひとり親家庭等対策の総合的な支援の充実を図ることを目的とする。

青字は、公開プロセス対象事業

【対象事業】

- ①母子家庭等就業・自立支援事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業) アクティビティ①
- ②ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ③ひとり親家庭等生活向上事業
- ④母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 アクティビティ②
- ⑤ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 アクティビティ②
- ⑥母子・父子自立支援プログラム策定事業 アクティビティ①
- ⑦ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 アクティビティ①
- ⑧離婚前後親支援事業
- ⑨社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業
- ⑩ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業
- ⑪ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 アクティビティ②
- ⑫地域こどもの生活支援強化事業
- ⑬ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- 親子交流支援事業について、対象者要件を見直し（児童扶養手当受給者要件の撤廃）。

2 事業の概要

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,677千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,418千円】

在宅就業推進事業 (H20～)

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業 (H26～)

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,837千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,861千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,839千円】

親子交流支援事業【拡充】

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
→ 対象者の要件見直し
- 【1か所あたり最大4,201千円】

心理カウンセラー等配置 (R3～)

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 (H26～)

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施 【1か所あたり最大20,689千円】
- 心理カウンセラー配置する場合 【1市町村あたり3,000千円】
- 在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

- 【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】 令和4年度就業相談件数（延べ数）99,655件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	49か所 (79.0%)	116か所 (89.9%)

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃）
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）

※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者

- 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
- 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）

2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者

1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【事業実績】

令和4年度支給件数 2,005件 就業実績 1,559件

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	725か所 (92.9%)	853か所 (93.8%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

4

5

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

2 事業の概要・スキーム

＜対象者＞

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃）

＜対象講座＞

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

＜支給内容＞

（1）通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

（2）通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R4実施自治体数】381自治体

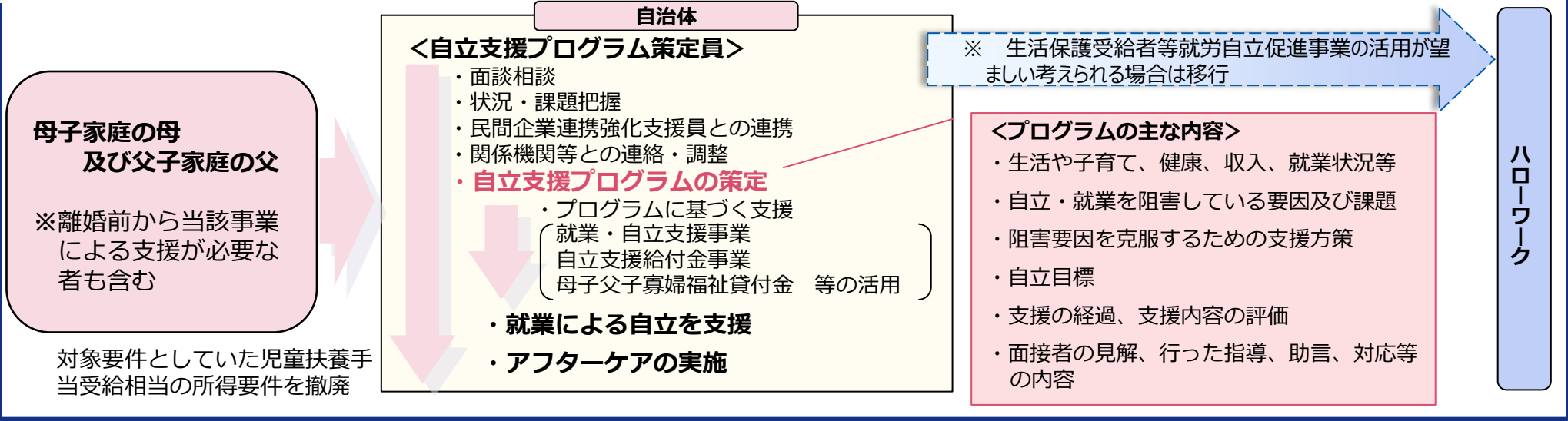
【R4支給実績】事前相談：189人 支給者数：119人

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

○ 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

2 事業の概要



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助単価】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算

キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	493か所 (63.2%)	599か所 (65.9%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和4年度	5,302件	3,409件

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 （162 億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算

1 事業の目的

○ 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種との支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、
①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

(2) 集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

(3) 相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,210千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,648千円】

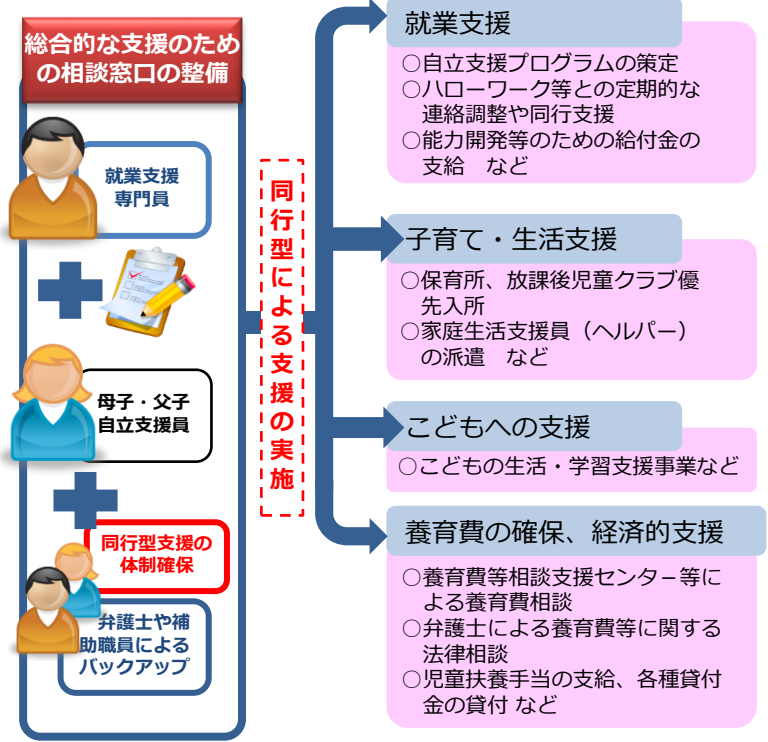
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,681千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

エ 同行型支援【1か所あたり年額1,821千円】（R5～）

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置人数	52名	61名	74名	93名	98名	103名	107名
相談対応件数（延べ数）	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件	38,975件

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算 163 億円の内数 （162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

＜対象者＞

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

高等職業訓練促進給付金の拡充に伴い、対象者要件を緩和（児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。））

＜貸付額＞

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

＜返済免除＞

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

3 実施主体等

- 【実施主体】①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

- 【補助率】①の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
②の場合：定額（9／10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

【貸付実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学準備金（貸付件数）	1,977件	1,542件	1,290件	1,166件	1,193件	1,077件
就職準備金（貸付件数）	821件	907件	889件	916件	915件	759件

ロジックモデル

【事業名】母子家庭等対策総合支援事業（のうち就業関係）

現状分析

- 母子家庭・父子家庭等の現状
- ＜参考＞令和3年度ひとり親世帯等調査
 - ひとり親家庭の世帯数
 - 母子家庭 119.5万世帯
 - 父子家庭 14.9万世帯
 - ひとり親家庭の就業状況
 - 母子家庭就業率 86.3%
 - 父子家庭就業率 88.1%
 - 就業者のうち正規の職員・従業員
 - 母子家庭 48.8%
 - 父子家庭 69.9%
 - 就業者のうちパート・アルバイト等
 - 母子家庭 38.8%
 - 父子家庭 4.9%
 - ひとり親家庭の平均年間就労収入
 - 母子家庭 236万円
 - 父子家庭 496万円
- ＜参考＞令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）
 - ひとり親家庭の貧困率 44.5%
 - こどもの貧困率 11.5%

課題

ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活することができるためには、ひとり親家庭の自立の促進に対する支援や、子育て・生活環境の整備が必要がある。また、ひとり親家庭の所得の増加を図るため、安定した就業環境を整備することや、資格取得に向けた受講費用及び訓練期間の生活費の支援等を行うことが必要となる。

事業概要

本事業は、都道府県等が実施するひとり親家庭等に対する事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付し、もって地域におけるひとり親家庭等対策の一層の普及促進を図る事業である。本事業のうち就業関係は、①母子家庭等就業・自立支援事業、④母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、⑤ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、⑥母子・父子自立支援プログラム策定事業、⑦ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業、⑪ひとり親家庭等高職職業訓練促進資金貸付事業である。

（参考）主な事業別の実施状況（）は実施団体数

- ①母子家庭等就業・自立支援事業
（都道府県・指定都市・中核市によるセンター設置状況）
89.9%（116/129）
- ④母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業
（自立支援教育訓練給付金）
93.8%（853/909）
（高等職業訓練促進給付金）
96.8%（880/909）
- ⑤ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
41.9%（381/909）
- ⑥母子・父子自立支援プログラム策定事業
65.9%（599/909）

ロジックモデル

【事業名】母子家庭等対策総合支援事業（のうち就業関係）

【インプット】

令和6年度当初予算額

16,252百万円

【アクティビティ】

【参考となるその他の取組み】（詳細は12～13p参照）

ひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」 ③ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

ひとり親家庭の就業相談に応じ、家庭の状況等に対応し、適切な助言や支援（個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラム策定など）の取組の実施に必要な費用の補助
①⑥⑦の事業が該当

【アウトプット】

①母子家庭等就業・自立支援事業による就業相談件数（延べ件数）

令和6年度：99,655件

（参考）

①による就業支援講習会の受講者数（延べ件数）
令和6年度：17,257人

【参考となるその他の指標等】

児童扶養手当受給者数（令和4年度末時点）	約81.8万人
うち児童扶養手当受給者新規認定件数	約9.8万人
離婚件数（令和4年人口動態統計）	約17.9万件

ひとり親家庭の親の就業を容易にするために必要な資格取得に係る養成訓練の受講費用に対する給付金及び、受講期間中の生活費の負担を軽減するための給付金を支給する取組の実施に必要な費用の補助
④⑤⑩の事業が該当

④高等職業訓練促進給付金等事業の支給件数

令和6年度：8,093件

【短期アウトカム】

⑥母子・父子自立支援プログラム策定事業における自立支援計画書策定件数

令和6年度：5,339件

【参考となるその他の指標等】

ハローワークによる母子家庭の母等の新規求職申込件数
（令和4年度厚生労働省職業安定局調べ） 150,215件
生活保護受給者等就労自立促進事業※の支援対象者数うち
児童扶養手当受給者数
（令和4年度厚生労働省職業安定局調べ） 25,953名

※関係機関（福祉事務所・ハローワーク）による就労支援チームを設置し、支援プランを作成→支援プランに基づく各種支援を実施する取組み。

なお、当該事業の活用が望ましいと考えられる場合は母子・父子自立支援プログラム策定事業の対象外となる。

④高等職業訓練促進給付金等事業における修業修了者に占める資格取得者数の割合

令和6年度：98%

【長期アウトカム】

自立支援計画書策定者にかかる就業実績（件数）

令和10年度：3,409件

④高等職業訓練促進給付金等事業における資格取得者に占める就業者総数の割合（修学継続中を除く）

令和10年度：86.6%

あなたの支え



ひとり親家庭の、
働く・暮らす・育てるを支える。
シングルマザー・シングルファザーと
こどもたちの笑顔につながる
情報を届けます。

シングルマザー・シングルファザー、そしてこどもたちの暮らしを支える情報を発信しているウェブサイトです。「どんな支援があるの?」「どこに相談すればいいの?」、そんな疑問を感じた時には、ぜひ検索ページや支援一覧ページをチェックしてみてください。あなたに必要な支えが、きっと見つかります。イベント情報やお役立ちリンク集なども随時更新されていきます。

身近なところに、さまざまな支えがあります。

自分が住んでいる地域で
受けられる支援を検索



地域によって、受けられる支援の種類や内容は異なります。お住まいの自治体でどんな支援を受けられるのか、自治体ごとに調べたり支援ごとに調べたりすることが可能です。

あなたを支える民間の
支援団体を紹介



シングルマザー・シングルファザーとこどもたちを応援・支えるためのさまざまな団体があります。支援団体を通して、当事者同士のつながりを作り、悩み相談やアドバイスを受けることもできます。

カテゴリ別に
どんな支援があるかを検索



「せいかつ(子育て・生活支援)」「しごと(就労支援)」「養育費など(養育費確保支援)」「おかね(経済支援)」の4つのカテゴリで、それぞれの支援内容について紹介しています。

シングルマザー・シングルファザー
体験談



著名人や当事者の方に、大変な日々の暮らしをどのように前向きに乗り越えてきたか、周りからのサポートやこどもへの思いについてお話をうかがいました。

あなたの近くの
支援センター・窓口一覧



全国の都道府県には、シングルマザー・シングルファザーの方々のための総合的なサポート窓口があります。相談だけでなく、講習会やセミナーなども開催されているので、ぜひお問い合わせてください。

よくあるお悩みFAQ



シングルマザー・シングルファザーになる前、なつ後に生じるお悩みにお答えしています。
(執筆協力: NPO法人しんるなさあずふーらむ 理事 森田 衣子さん、全国父子家庭支援ネットワーク 代表理事 村上 吉宣さん)

ひとりで悩まないで。小さな悩みでも気軽にアクセスを。

www.anata-no-sasae.jp

あなたの支え

検索



こどもまんなか
こども家庭庁

シングルマザー・
シングルファザーの
暮らし応援サイト

あなたの支え

こどもまんなか
こども家庭庁

あなたはひとりじゃないから。

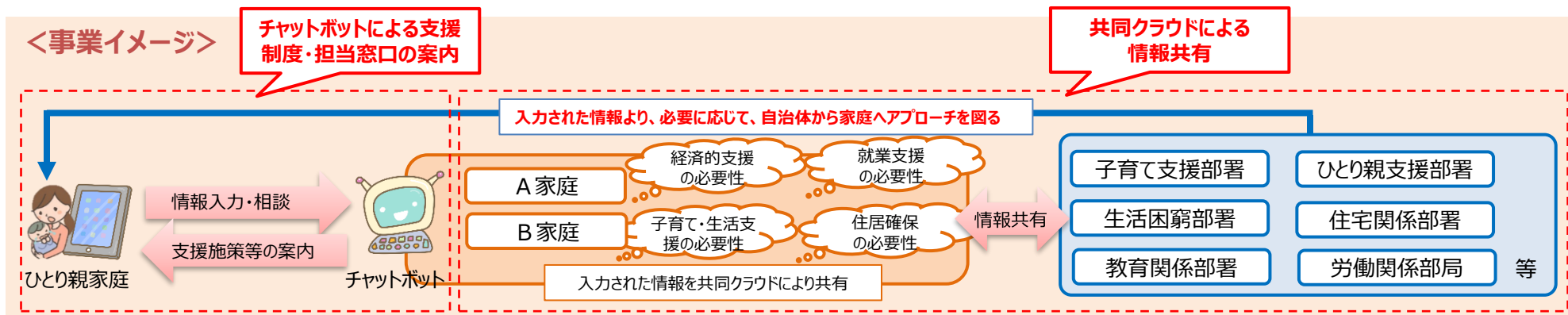


1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

I. 事業の目的や課題に適った効果発現の経路およびアウトカム指標をいかに設定するか。

⇒ (検討の方向性)

設定した指標だけに着目するのではなく、各事業や他省庁が行う関連事業の指標も参考に事業の効果を検証する。

II. 事業の対象となるターゲットを見極め、事業の成果を高めるため、どのような取組が必要か。

個々の相談者について、支援の必要性をどのように判断し、適切に母子・父子自立支援プログラムの策定につなげるにはどのような働きかけを行えばよいのか。

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を就業・自立につなげる上で、ハローワークやNPOといった関係機関との連携などどのような取組が重要となるか。
- 就業相談に応じる側（母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等）の専門性向上や維持のために実施主体である地方公共団体にとってどのような取組が重要となるか。

⇒ (検討の方向性)

実施主体である地方公共団体が、専門性を高め、当事者のニーズに応えていくことができるよう、地方公共団体における各事業の実践に資する働きかけを検討する。

また、地方公共団体において、当事者をきめ細かく支援する取組みを促進する補助金の枠組みについて検討する。

- 高等職業訓練給付金等事業によって資格を取得した者がその資格を活かした就労につながるための具体的な取組についてどのような取組が重要となるか。
- 加速化プランにより拡充された資格も含め高等職業訓練促進給付金等事業がそれぞれの状況に応じて必要な人に活用してもらえるようにすべきではないか。

⇒ (検討の方向性)

実施主体である地方公共団体において、資格取得までの支援にとどまらず、就労、その後の定着まで支援するなど、ひとり親家庭の自立促進により効果的な取組みが進むよう検討する。